

# VRを活用した水害に関する普及啓発の推進

総務局

## ■東京マイ・タイムラインセミナーでの活用

学校・区市町村・町会・企業等を対象に実施している出前講座のプログラムにVR体験を追加

➤風水害を我が毎とらえてもらうことで、都民の風水害に対する対応力向上に寄与

## ※TOKYO VIRTUAL HAZARD－風水害－

VR(バーチャルリアリティ)のリアルな映像で風水害の脅威を疑似体験できる動画

都内で起こり得る全ての風水害(河川の氾濫、土砂災害、高潮による氾濫)について視聴可能 (東京都防災HP等で公開)

### コンテンツ概要

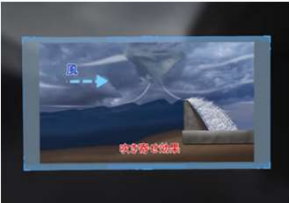
#### 被災体験

臨場感あふれる映像で、風水害の脅威を疑似体感



#### 防災学習体験

発災のメカニズムや避難の時に注意すべきことを学習



### セミナーでの活用の様子



区市町村対象



学校対象

# 大規模地下街等における浸水対策の取組について

都市整備局

- 東京都地下街等浸水対策協議会では、12地区部会を5月から6月に各1回、1月から2月に各1回の計2回を新型コロナウイルス感染症対策の中、書面及び対面で開催した。（図1）
- 出水期前には、各地区では地元区とともに緊急連絡体制に基づく情報伝達訓練を実施した。また、6月には、渋谷、有楽町、銀座、上野・御徒町の4地区では避難誘導や浸水防止対策の実働形式による訓練を実施した。（写真1、2）
- 各部会の代表団体や学識経験者、行政関係部署により構成される幹事会を6月に書面にて開催した。（図1）
- 避難経路の精査については、大手町、丸の内の2地区で、地下街や隣接ビルの出入口について、地元区と施設管理者とともに新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、実施した。
- 7月から10月に地下街等の浸水避難を支援する映像を各施設管理者のデジタルサイネージ等で上映した。



## 浸水被害に脆弱な大規模地下街の浸水対策を加速させる

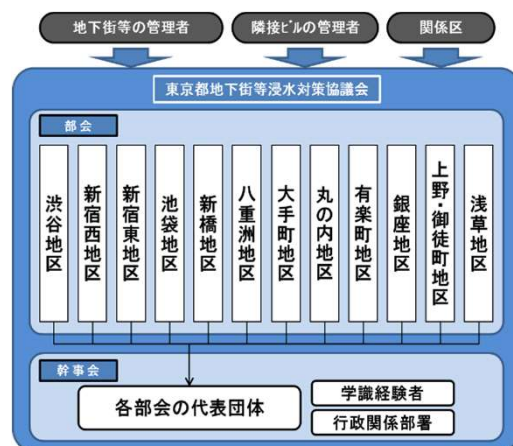


図1 協議会の構成イメージ



写真1 避難誘導訓練(上野・御徒町地区)



写真2 浸水防止訓練の状況(有楽町地区)

# 東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）策定

建設局

## ■計画の目的

東部低地帯では、大地震による損傷で堤防や水門が浸水を防ぐ機能を失った場合、津波や高潮などによる浸水被害が生じる可能性があります。

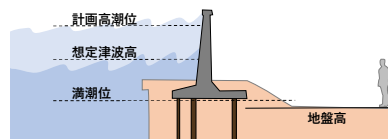
地震に伴う津波や高潮等の水害から東部低地帯を守るため、新たな計画を策定し、耐震・耐水対策を実施します。

## ■経緯と対策範囲の考え方

平成23年3月 東日本大震災発生

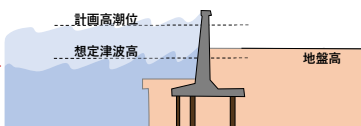
平成24年12月 「東部低地帯の河川施設整備計画」策定

対象範囲： 地盤高が満潮位や  
想定津波高より低い地  
域



令和3年12月 「東部低地帯の河川施設整備計画(第二期)」策定

対象範囲： 地盤高が高潮の潮位より  
低い地域へ範囲拡大



## ■計画の概要

**対策の目標** 想定し得る最大級の地震が発生した場合においても、各施設の機能を保持し、津波等による浸水を防止するとともに、地震後に発生する高潮に備える。

**計画期間** 令和4年度から令和13年度まで(10年間)

**対象施設** 堤防 約57km、水門等9施設

※ 東部低地帯の河川施設整備計画の未完了施設を含む(令和3年11月末時点見込)

※ 堤防57kmのうち本計画で新たに対象とする堤防は約44km



対象施設位置図

# 水防災情報の発信強化

建設局

## ■浸水リスク情報の提供

- ▶ ハザードマップの基となる浸水予想区域図について、**令和2年度末に全14区域**で想定最大規模降雨に対応した図への改定を完了
- ▶ ピンポイントの浸水リスクをスマートフォン等からでも簡単に検索できる「**浸水リスク検索サービス**」を提供
- ▶ 令和3年12月、隅田川及び新河岸川流域など5区域を追加し、**都内全14区域での提供**を開始

## ■河川監視カメラの設置拡大

- ▶ 住民の避難行動に繋がる水防災情報の発信・充実を図るため、河川の状況を分かりやすくリアルタイムに伝える**監視カメラの設置拡大**
- ▶ 令和3年度は**40箇所増設**し、計78箇所映像公開

## ■河川監視カメラ映像のライブ動画配信

- ▶ これまでは「水防災総合情報システム」において、河川監視カメラ映像の静止画（5分更新）を公開
- ▶ **令和3年6月1日より、YouTubeを活用したライブ動画配信も開始**
- ▶ 今後は、河川監視カメラの増設にあわせて、順次公開数を拡大予定

## ■更なる情報発信に向けた取組

- ▶ 水防災情報発信の更なる強化に向け、河川監視カメラなど観測機器の設置拡大や**利用者の視点に立ったより使い易いシステムへの改善**等を行う。



【浸水リスク検索サービス】

URL: [https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/river/chusho\\_seibi/risk/kensaku.html](https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/river/chusho_seibi/risk/kensaku.html)

▲QRコード



【河川監視カメラ公開状況】



【YouTube 東京都水防チャンネル】

URL: <https://www.youtube.com/channel/UCaydvLwWthLmbfKLEQSY2UQ>

▲QRコード

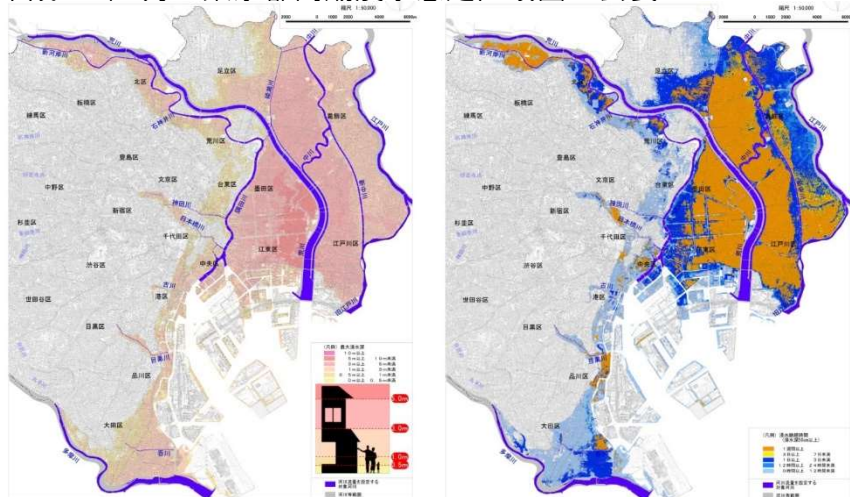
# 排水対策の検討

建設局

○浸水後の社会経済被害の最小化や都民の一刻も早い生活再建を目的に排水の検討を実施

## ● 高潮浸水想定区域図の公表

- 平成27年7月 水防法の一部改正→高潮浸水想定区域等の創設
- 平成30年3月 東京都高潮浸水想定区域図の公表



大規模な浸水被害が生じ、広範囲で1週間以上の浸水が継続

## ● 大規模水害時の排水対策の検討

- 目的**
- ・ 浸水後の社会経済被害の最小化
  - ・ 都民生活の早期の復旧、復興

上図のような大規模水害時に排水計画を作成するための基礎資料として排水作業準備計画の検討開始

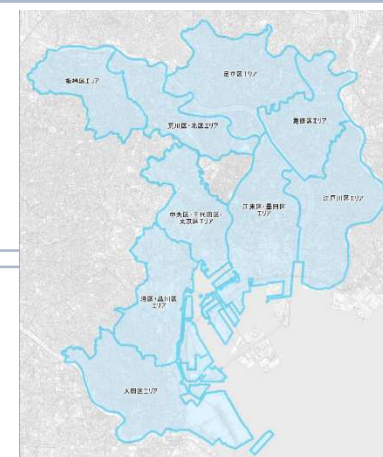
	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度
排水対策の検討	連絡会設置	委員会設置		計画(案)作成	関係区説明 計画公表
検討委員会		★ ★	★	★	

## ● 東京都の排水作業準備計画

### ■ 全エリア共通事項

右図の全エリアに共通する情報を整理

1. 排水作業開始までの流れ
2. 排水ポンプ車等の保有状況・諸元
3. 排水ポンプ車等の配置方法
4. 排水対応方針の決定フロー
5. 復旧の方法



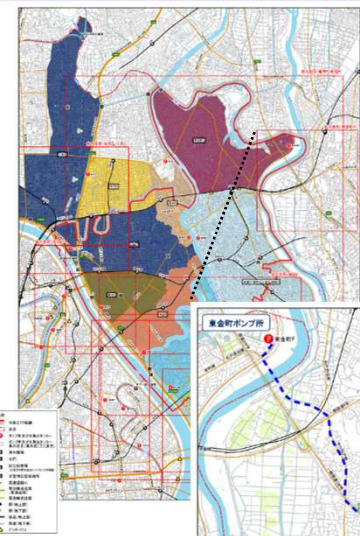
### ■ エリア別事項

右図のエリア別に以下の情報等を整理

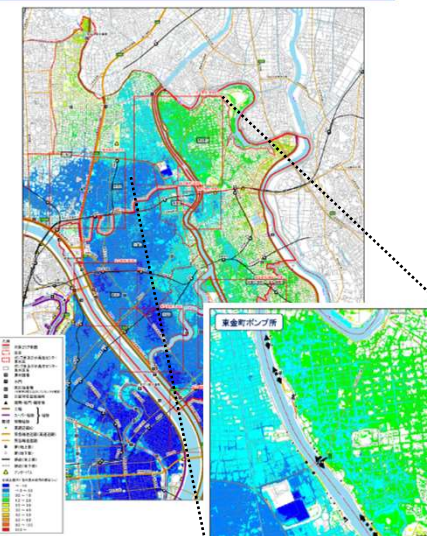
- ・ 排水施設への燃料補給ルート
- ・ 排水ポンプ車の配置箇所候補

・ 葛飾区エリアのイメージ

排水作業準備計画【排水施設による排水】



排水作業準備計画【排水ポンプ車による排水】



# 宅地建物取引業者へ水害リスク情報の提供

## ■宅地建物取引業者へ最新の水害リスク情報を提供

- ・令和2年8月に宅地建物取引業法施行規則の一部が改正
- ・宅地建物取引業者は、宅地又は建物の取引に際して、洪水などの水害リスクを購入者等に事前に説明することが義務付けられた。

・宅地建物取引業者向けの講習会において、水害リスクに関する情報の解説を実施

### ①宅地建物取引業者向けの講習会での講演

- ・日 時: 令和3年12月20日(月)
- ・場 所: なかのZERO大ホール
- ・参加対象: 不動産関連団体に属さない不動産業者
- ・参加人数: 205名
- ・主 催: 住宅政策本部住宅企画部不動産業課
- ・説 明: 建設局河川部防災課
- ・説明概要:
  - 宅建業法改正にかかる水害リスク情報(ハザードマップ、洪水浸水想定区域図など)の位置付けについて
  - 東京都水防災総合情報システムなどの紹介について



講習会での水害リスク情報に関する講演の様子

### ②建設局HPに「水害リスク情報の提供」を創設

- ・建設局HPに宅地建物取引業者向けの「水害リスク情報の提供」に関するページを新たに創設

・URL:

<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/kasenbu0028.html>



# 区市町村との合同排水ポンプ車操作訓練の拡充

建設局

## 実施の目的

- ◆排水ポンプ車の性能紹介
- ◆水防管理団体職員による排水ポンプ車操作体験

## 合同訓練の拡充

- ◆令和3年は7建設事務所で実施し、11区11市が参加  
(令和2年は1建設事務所で実施し、4市が参加)

## R3 実施事務所

事務所名	水防管理団体
一建	千代田区、中央区、港区
二建	大田区、世田谷区
三建	中野区、新宿区、杉並区
四建	豊島区、板橋区、練馬区
南西建	日野市
北南建	三鷹市、府中市、狛江市 調布市、小金井市、武蔵野市
北北建	東村山市、清瀬市 東大和市、武蔵村山市



排水ポンプ車概要説明



水中ポンプ取扱体験

## 移動式排水ポンプ車



## 配備台数

- 西多摩建設事務所を除く10建設事務所に1台ずつ計10台を配備



## 特徴

- 毎分5m<sup>3</sup>の排水が可能な水中ポンプを2台積載
- 揚程10mでの排水距離は50m
- 排水ホースは、100m分 (25m・15m・10mそれぞれ2セット) を積載
- 発動発電機を積載しており、連続で10時間程度の運転が可能

## 令和4年度以降の訓練について

- ◆排水ポンプ車を有する全10事務所で連携訓練を実施予定

# 高潮特別警戒水位の設定範囲拡大

港湾局・建設局

## ◆ 高潮特別警戒水位設定の経緯

- H27年の水防法改正に基づき、想定最大規模の高潮浸水が想定される17区のうち、12区で高潮特別警戒水位の運用を開始(R2年7月)
- 河川氾濫危険情報(警戒レベル4)が、高潮氾濫発生情報(当時は高潮氾濫危険情報(警戒レベル4))より早く発令される5区は未設定(未設定の5区:目黒区、荒川区、文京区、台東区、新宿区)

## ◆ 災害対策基本法の改正(R3年5月)

- 「高潮氾濫危険情報(警戒レベル4)」が「高潮氾濫発生情報(警戒レベル5)」に変更
- 高潮特別警戒水位が未設定の区については、警戒レベル5相当の情報が発令されない状況

## ◆ 高潮特別警戒水位の設定範囲拡大

- 既に水位が設定されている12区に加え、未設定である5区についても水位を設定(右図参照)

千代田区・中央区・港区・品川区・大田区・目黒区	A.P.+3.6m
墨田区・江東区・江戸川区	A.P.+3.9m
北区・板橋区・足立区・葛飾区・ 荒川区・文京区・台東区・新宿区	A.P.+4.3m

## ◆ 今後の予定

- 追加5区の水位設定を、R4年度の東京都水防計画に反映
- R4年4月を目途に、追加5区の運用を開始



高潮特別警戒水位の設定範囲拡大(案)



# 区役所との樋門操作・情報連絡訓練の実施

下水道局

取組24

- 区役所と連携した樋門の操作・情報連絡訓練を令和2年度より実施
- 令和3年度は6月に実施し、樋門の操作手順の確認や情報連絡訓練を行い、連絡体制の強化を図った



関係者への電話連絡状況



操作盤でのゲート操作状況

# ダム放流情報の提供

交通局

白丸調整池ダムでは、大雨などにより水位が急激に上昇した場合、ダムのゲートから放流を行うことがあります。その際には、必要に応じて関係機関に通知するとともに、サイレンやスピーカーによる警報や、巡回による注意喚起を実施しています。



放流警報用のサイレンとスピーカー



警報用車両

- ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行っている
- 関係機関にダム放流に関する情報を伝達している

- ・令和3年度は、計2回の余水吐放流の前にプレス発表を実施。一般の方が多摩川に近づかないよう、余水吐放流の前にプレス発表を行って注意喚起をしている。さらに、SNSを活用し、より広範囲にダムの放流に関する情報を発信している。
- ・放流に係る各時点の最新情報をその都度ホームページに掲載し、同内容を減災協議会メンバー宛てメール送信している。

### 覚えてください！小河内ダム余水吐放流時のサイレン

小河内貯水池(奥多摩湖)では、台風や豪雨などの影響で大量の水を余水吐から放流することがあります。川を利用している方などに、ダムからの余水吐からの放流を事前に知らせるために、職員による1分10秒のサイレンや警報装置からサイレンを鳴らし警告を行います。

川の水が増えますので、川には近づかないでください。

※余水吐とは、洪水時などの流入に備え、速やかに水を放流する施設(ゲート)

#### サイレンの鳴らし方

サイレンは、「50秒間鳴り、10秒休止」のパターンを2回繰り返します。

- 50秒間
- 休10秒間
- 50秒間
- 休10秒間
- 50秒間
- 休10秒間
- 50秒間
- 休10秒間
- 50秒間



#### サイレン設置場所



### ▲ ホームページによる周知

令和3年9月16日  
水道局

### 台風14号の影響に伴う小河内ダムからの余水吐放流について

気象庁の発表によると、台風14号の影響で9月17日(金)12時から18日(土)12時までに予想される雨量は、関東地方南部、甲信地方の多いところで200ミリから300ミリとなっています。  
小河内ダムでは、今後の降雨により貯水量が増加すると予想されることから、9月17日(金)13時より余水吐からの放流を行う予定です。  
今後の降雨の状況にもよりますが、18日(土)15時ごろには、余水吐放流量は、毎秒79立方メートル程度となる見込みです。この結果、合計放流量は発電放流と合わせて毎秒100立方メートルとなります。  
なお、9月16日(木)7時現在、小河内ダムの貯水量は約1億7,147万立方メートル、貯水率93%となっています。

発電放流量	21 m <sup>3</sup> /s
余水吐放流量	79 m <sup>3</sup> /s
合計	100 m <sup>3</sup> /s

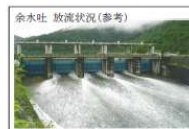
今後の降雨状況によっては、さらに放流量を増加することもあります。

#### <参考> 放流の内訳

	現状	変更後	増減
発電放流量	21 m <sup>3</sup> /s	21 m <sup>3</sup> /s	0 m <sup>3</sup> /s
余水吐放流量	0 m <sup>3</sup> /s	79 m <sup>3</sup> /s	+79 m <sup>3</sup> /s
合計	21 m <sup>3</sup> /s	100 m <sup>3</sup> /s	+79 m <sup>3</sup> /s

これに伴い、河川の水位が上昇する恐れがありますので、河川に近づかないようにして下さい。

\*: 余水吐とは、洪水時などの流入に備え、速やかに水を放流する施設(ゲート)



○小河内貯水池管理事務所  
所在地 西多摩郡奥多摩町原5  
電話 0428-86-2211

問い合わせ先  
浄水部浄水課  
電話: 03-5320-6473 (直通)

### ▲ 令和3年9月16日発表 余水吐放流に関するプレス文



【注意喚起】小河内ダムでは、台風14号の影響に伴う降雨により貯水量が増加すると予想されることから、9月17日(金)13時より余水吐からの放流を行う予定です。これに伴い多摩川の河川水位が上昇するおそれがありますので、多摩川に近づかないようにして下さい。  
[waterworks.metro.tokyo.lg.jp/press/r03/pres...](https://waterworks.metro.tokyo.lg.jp/press/r03/pres...)  
2021年09月16日 16:00 · Twitter Web App

### ▲ 令和3年9月16日SNS掲載 余水吐放流に関する情報発信



【Caution】Due to the Typhoon No. 14, the inflow into Ogochi dam is expected to increase. So we plan to increase the amount of discharge from Ogochi dam by using a spillway from 1pm tomorrow (9/17). For this reason, the water level of Tamagawa River will rise. Please do not go near Tamagawa River.  
ツイートを翻訳  
2021年09月16日 16:00 · Twitter Web App

### トピックス

#### 台風14号(温帯低気圧)の影響に伴う小河内ダム余水吐放流について

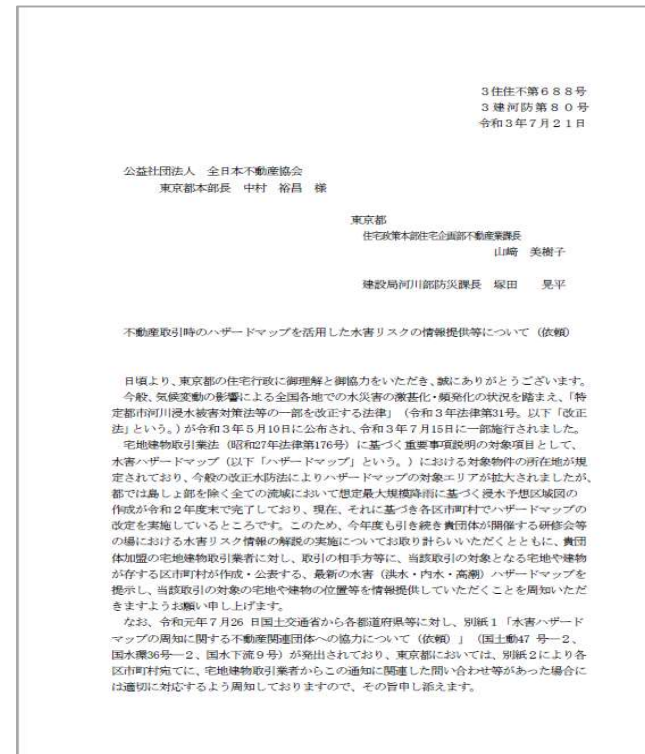
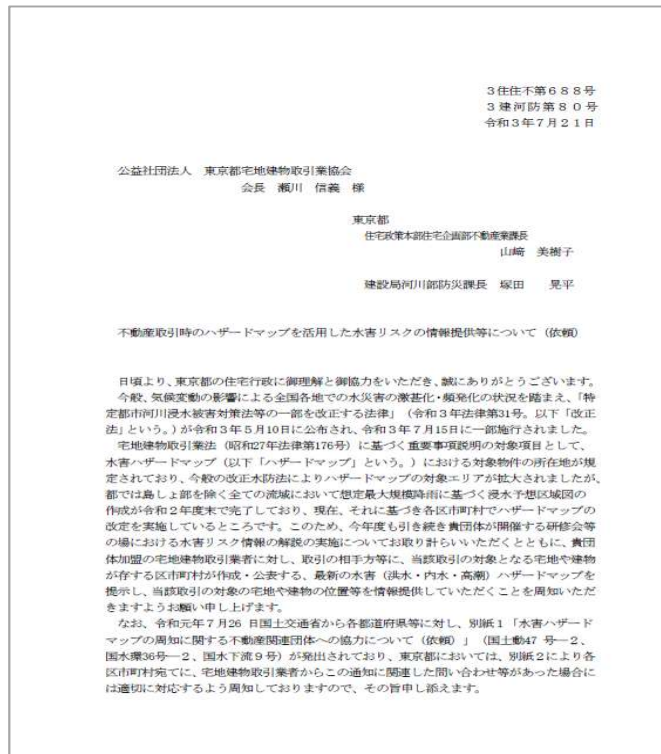
台風14号(温帯低気圧)の影響に伴い、小河内ダム(奥多摩湖)では9月17日(金)から18日(土)にかけてまとまった降雨が予想されています。  
小河内ダムでは、今後の降雨により貯水量が増加すると予想されることから、9月17日(金)13時より余水吐からの放流を実施する可能性があります。余水吐放流を行う場合には、3時間前までに当ホームページ及びツイッターにて発表します。  
ダムからの放流を急めて、急激に河川の水位が上昇する恐れがありますので、今後の降雨状況や河川状況に御注意願います。

### ▲ 令和3年9月16日掲載 放流に係る各時点の最新情報

# 不動産事業者との不動産取引時における水害リスク情報の共有について

住宅政策本部

- ▶宅地建物取引業法（以下「宅建業法」という。）施行規則の改正により、令和2年8月から宅建業法第35条に基づく宅地建物取引時の重要事項説明において、不動産事業者が、区市町村の提供する水害ハザードマップを用いて、不動産購入者等に水害リスクに関する説明を行うことが義務付けられた。
- ▶都では、不動産業関連業界団体に対し、水防関連法令の改正や区市町村の水害ハザードマップ改定状況等の水害リスクに関する情報提供を行い、団体に加盟する各社への周知を要請するなど、業界団体と連携した水害の減災に向けた取り組みを引き続き行っていく。



水防法改正に伴い、区市町村が作成・公表する最新の水害ハザードマップ情報について、東京都から不動産関連業界団体に対し、加盟各社への周知等を要請する通知

# 避難計画の作成徹底等の周知及び防災教育の充実

教育庁

## ○避難確保計画作成の徹底等の周知

要配慮者利用施設に位置付けられた都立学校に対して、避難確保の計画の作成及び区市町村への提出並びに避難訓練の実施について適切に対応するよう周知した。

## ○防災教育の充実

学校安全教室指導者講習を通して、災害安全を含む安全教育を推進する教員の資質・能力を育成するとともに、受講した教員が所属校において校内講習を実施することで、都内公立学校における防災教育の充実を図った。

## ○都立学校への周知文書

事務連絡  
令和3年 6月23日

都立学校長 殿

教育庁総務部調整担当課長

学校における避難確保計画作成の徹底及び避難の実効性確保について

標記の件について、文部科学省から別添1のとおり通知がありました。

水防法又は土砂災害防止法に基づき、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務づけられており、国土交通省の水防災害脆弱社会再構築ビジョン緊急行動では、令和3年度末までにすべての要配慮者利用施設で避難確保計画を作成することを目標としています。

そのため、都立学校におかれましては、今年度中に速やかに避難確保計画を作成し、避難確保計画に基づいた避難訓練を確実に実施する必要があります。

避難確保計画の作成については、学校の危機管理マニュアルにおいて、避難確保計画に記載すべき事項を定めていただくことで、避難確保計画の作成とみなすことができます。(令和3年6月8日付け3施参10事号「浸水想定区域・土砂災害警戒区域に立地する学校に関する調査の結果及び水害・土砂災害対策の実施について(通知)」参照)

また、避難訓練を実施した場合には、令和3年5月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、施設管理者から市町村長に対して、訓練結果を報告することが義務化されましたので、区市町村から報告を求められた際には、適正な対応をお願いします。

これまでも、区市町村地域防災計画において要配慮者利用施設に位置付けられた都立学校については、避難確保計画の作成及び区市町村への提出並びに避難訓練の実施について適切に対応するよう依頼をしてきたところです。

ついでに、文部科学省の通知の留意事項を確認のうえ、今年度中に避難確保計画の作成や危険等発生時対応要領(学校危機管理計画)の見直し、避難訓練の実施等の適切な対応をお願いします。

【担当】  
教育庁総務部総務課安全管理担当  
電話 03-5320-6718 内線 53-117

## ○学校安全教室指導者講習 開催通知

3教指企第323号  
令和3年6月17日

都立学校長 殿

教育庁指導部指導企画課長  
栗原 健  
(公印省略)

令和3年度学校安全教室指導者講習の実施について(通知)

このことについて、下記のとおり実施します。つきましては、貴校の教職員への周知並びに教職員の受講及び校内講習会等の実施について御配慮くださいますようお願いいたします。

記

- 1 目的  
本講習を通して、安全教育を推進する教員の資質・能力を育成するとともに、受講した教員が所属校において校内講習を実施することで、都内公立学校における安全教育の推進を図る。
- 2 対象校  
全都立学校
- 3 対象者  
所属校における安全教育を推進する教職員又はそれに準ずる者から、所属校で1名以上の参加とする。  
なお、都立高等学校においては、課程ごとに講習を受講し、校内講習等を実施する。
- 4 内容及び期間  
(1) 動画視聴による講習  
別添1「令和3年度学校安全教室指導者講習(講義動画リスト)」を参照  
【期間】令和3年6月30日から令和3年8月31日まで  
(2) 校内講習会等の実施  
受講者は、管理階の相談の下、校内(課程)の教職員を対象とした安全教室に関する講習会等を計画し、

# 円滑かつ迅速な避難のための取組

## ■情報伝達、避難計画等に関する事項

○平成31年4月に福祉保健局所管の避難確保計画作成対象施設へ避難確保計画策定義務等について通知

○指導検査等の際に、避難確保計画作成対象施設においては計画の有無を確認するとともに、未作成の場合は義務化について説明

## 【避難確保計画に定めるべき事項】

計画の項目	チェック項目
(ア) 防災体制、情報の収集・伝達 (水防法施行規則16条一) 洪水時の防災体制に関する事項、(土砂災害防止法施行規則5条の2一) 土砂災害が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項	施設の所在する地域における、浸水するおそれのある河川の情報、土砂災害に関する情報や避難情報を収集・伝達する体制が定められているか 避難準備・高齢者等避難開始の発令の段階で要配慮者の避難誘導を行う体制となっているか 避難準備・高齢者等避難開始等の発令がない場合でも避難の判断ができるよう、複数の判断材料が設定されているか
(イ) 避難誘導 (水防法施行規則16条二) 洪水時の避難の誘導に関する事項、(土砂災害防止法施行規則5条の2二) 土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の誘導に関する事項	避難先は避難の実効性が確保された場所に設定されているか 避難誘導がリスク情報を踏まえた実現可能なルート上に設定されているか 必要に応じ、地域の協力が得られる体制が準備されているか
(ウ) 施設整備 (水防法施行規則16条三) 洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、(土砂災害防止法施行規則5条の2三) 土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備に関する事項	洪水予報、土砂災害に関する情報等や避難情報を入力するための設備が記載されているか 夜間に避難を行うことが想定される場合、そのために必要な設備が記載されているか 屋内安全確保を行う場合に備え、施設内での滞在に必要な物資が確保されているか
(エ) 教育・訓練 (水防法施行規則16条四) 洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項、(土砂災害防止法施行規則5条の2四) 土砂災害が発生するおそれがある場合を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項	適切な時期に必要な教育・訓練の実施が設定されているか
(オ) 自衛水防組織(設置した場合のみ) (水防法施行規則16条五) 自衛水防組織の業務に関する事項	自衛水防組織が設置されている場合、その業務内容が規定され、計画に記載されているか

## 【対象施設への通知内容】

要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さまへ

### 水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～  
※ 土砂災害防止法の改正名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。  
 「水防法等の一部を改正する法律(平成29年法律第31号)」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

**ポイント!** 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等の管理者等は、**避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務**となりました。※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。

【浸水想定区域の指定】  
※ 「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に被害が生じ、その被害が甚大な恐れがある区域を指し、避難誘導が実施されます。

【要配慮者利用施設】とは…  
 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。  
※ 避難場所の指定となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

【例】  
 (学校) 義務教育学校、特別支援学校、小中学校、高等学校、職業専門学校、大学、短期大学、専門学校、専修学校(職業訓練校)等  
 (福祉) 高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設、障害者自立支援施設、障害者就業・生活支援センター等  
 (その他) 高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設、障害者自立支援施設、障害者就業・生活支援センター等

**1 避難確保計画の作成**  
※ 国土交通省水管理・国土保全課のホームページに「避難確保計画の作成の手引き」を掲載していますので、計画作成の参考にしてください。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な次の事項を定めた計画**です。  
 ▶ 防火体制 ▶ 避難誘導 ▶ 施設の整備 ▶ 防災教育及び訓練の実施  
 ▶ 自衛水防組織の業務(水防法に基づき自衛水防組織を置く場合) ▶ そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

### 2 市町村長への報告

● 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。  
▶ 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に對して、市町村長が必要な指示をする場合があります。  
 ▶ 正当な理由がなく、指示に協働しないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

### 3 避難訓練の実施

● 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、**多くの方々**が避難訓練に参加することで、より**実効性が高まります**。  
 ● ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施**することが重要です。

**1 避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要!**  
 職員や利用者への学習会

避難確保計画の作成  
 避難体制の強化  
 避難訓練の実施

### 問い合わせ先

市町村地域防災計画(避難場所・避難経路など)・ハザードマップに関すること  
 施設の所在する市町村へお問い合わせください。  
 浸水想定区域・土砂災害警戒区域等の指定に関すること  
 洪水浸水想定区域についてはその河川を管理する河川事務所へ、土砂災害警戒区域等については都道府県へお問い合わせください。  
 法改正に関すること  
 水防法関係 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室  
 土砂災害防止法関係 国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課  
 TEL: 03-5253-8111(代表) URL: http://www.mlit.go.jp/mizukukudo/index.html  
 ver.42 (1/29/19)

# 私立学校への情報提供等

生活文化局

○ 都内の私立学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校、各種学校、幼保連携型認定こども園)への情報提供等を通じ、各学校の取組を支援

## 情報提供事例

### 【防災態勢】

梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について(通知)

※学校における避難確保計画作成の徹底及び避難の実効性確保について周知

### 【防災教育】

令和3年度版防災教育教材「防災ノート～災害と安全～」等の送付

※小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の該当学年児童・生徒に配布

### 【その他】

令和3年台風第9、10号、第14号、第16号に関連する諸通知 等